

岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例

(目的)

第一条 この条例は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を主たる要因とする地球温暖化が急速に進行する中、二酸化炭素の吸収源として公益的機能を有する貴重な森林資源を保全し、確実に次世代に引き継いでいくことを日本有数の森林県である岐阜県の責務ととらえた上で、森林が有する二酸化炭素の吸収作用を維持し、又は向上させ、もって地球温暖化の防止に寄与するために、岐阜県が事業者（森林整備を主たる業とする者を除く。以下同じ。）による森林づくり活動を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「森林づくり活動」とは、県内の森林の植林、下刈、除伐及び間伐活動をいう。

(基本理念)

第三条 地球環境の保全は、今を生きる人類すべてに共通する緊急的な課題として、県及び事業者が果たすべき役割を担い、実施可能な取組を着実に積み重ねなければならない。

2 森林は、木材資源を供給する経済的な役割をはじめ、災害の防止、水源涵養など多面的な公益機能を有しているとともに、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化の防止においても貴重な公益的資源であり、様々な主体による森林づくり活動によりその保全を進めなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、事業者が行う森林づくり活動を促進するため、総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、事業者が行う森林づくり活動を促進するための技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(市町村との連携)

第五条 県は、事業者が行う森林づくり活動の推進に当たり、地域の実情に応じた効果的な森林づくりを実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、森林の保全及び整備に係る活動を自主的かつ積極的に行うことにより、県が実施する地球環境の保全のための森林づくり活動に関する施策に協力するものとする。

(国への要請)

第七条 県は、事業者による森林づくり活動において、二酸化炭素の削減対策の促進を図るため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(基本方針)

第八条 知事は、事業者が行う森林づくり活動の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な指針を定めるものとする。

(森林整備計画の作成)

第九条 事業者は、条例の目的に資する森林づくり活動を行うときは、第四条第二項の県の支援を受けるため、森林整備計画を作成し、県に提出することができる。

2 前項の森林整備計画に記載する事項は、別に知事が定める。

(二酸化炭素吸収量の認定)

第十条 県は、事業者が県内において前条第一項の規定により県に提出された森林整備計画に基づき森林づくり活動を実施した場合には、この活動により生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の二酸化炭素排出量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定することができる。

2 前項の規定による認定の方法及び基準については、別に知事が定める。

(顕彰)

第十一条 知事は、条例の目的に資する森林づくり活動に積極的に取り組む事業者の顕彰を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。